

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第51期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 高松機械工業株式会社

【英訳名】 TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高松喜与志

【本店の所在の場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)0123(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 溝口清

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)0123(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 溝口清

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第50期 第3四半期 連結累計期間	第51期 第3四半期 連結累計期間	第50期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	7,428	10,072	10,949
経常利益又は経常損失()	(百万円)	168	544	132
四半期(当期)純利益	(百万円)	14	302	334
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	9	284	292
純資産額	(百万円)	7,825	8,361	8,129
総資産額	(百万円)	13,576	14,957	14,343
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	1.35	28.14	31.20
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	1.35	27.97	31.16
自己資本比率	(%)	57.2	55.5	56.2

回次		第50期 第3四半期 連結会計期間	第51期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	(円)	0.52	18.67

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第50期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 第51期第1四半期連結会計期間より、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第50期第3四半期連結累計期間及び第50期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動につきましては、第1四半期連結会計期間より、喜志高松貿易(杭州)有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

この結果、平成23年12月31日現在では、当社グループは、連結子会社4社、持分法適用関連会社2社、非持分法適用関連会社1社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災による電力不足問題やタイでの洪水被害などによって生産活動に影響を受けましたが、緩やかに改善してきました。しかし、円高の進行、欧州債務問題、海外経済の減速などの景気下振れリスクが存在し、先行きが不透明なまま推移してきました。

工作機械業界におきましては、内需の緩やかな回復基調に加え、中国などの新興国における需要拡大や欧米での需要回復によって、業界需要はリーマンショック時を上回る水準まで回復してきました。特に外需は全体の約7割を占めるまでに至り、平成23年暦年の外需金額は史上最高額を達成しました。

このような状況の中で、当社グループの当第3四半期連結累計期間の連結売上高は100億72百万円と、前年同期に比べ26億43百万円(35.6%増)の増収となり、営業利益は4億77百万円(前年同期は2億1百万円の営業損失)、経常利益は5億44百万円(前年同期は1億68百万円の経常損失)、四半期純利益は3億2百万円(前年同期比1,987.9%増)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

工作機械事業

工作機械事業におきましては、堅調な需要増加に対応して、市場シェア拡大のために受注確保をはかってきました。特に外需の拡大をはかるため、高い需要があるタイ市場では、現地連結子会社でプライベート・ショーを開催し、積極的な営業活動に注力してきたほか、洪水時には被災したユーザを巡回し、状況把握と復旧需要への対応を進めるとともに、洪水の影響で1ヶ月遅れの開催となったタイ最大の国際見本市であるMETALEX2011にも当初計画どおりの規模で出展し、受注の拡大に努めてきました。

中国市場では、新設した喜志高松貿易(杭州)有限公司によって、新規ディーラー開拓とタカマツブランドの市場浸透を推進し、販売力の強化をはかってきました。また、現地で中国向け製品の製造を行っている杭州友嘉高松機械有限公司では、中国市場の需要に向けて、生産を増強するため、新工場の建設計画を進めており、生産力拡大をはかっています。

需要が回復してきている欧米市場に対して、ヨーロッパ市場では、販売チャネル強化のために新規ディーラー開拓を進めるとともに、EMO2011(ドイツ)出展やその引合のフォロー営業を行い、アメリカ市場では、オープンハウス開催とその引合のフォロー営業を行うとともに、航空機業界への販路拡大をはかってきました。

国内市場では、自動車業界からの需要が回復してきていることから、本社工場で開催した設立50周年記念プライベート・ショーやMECT2011(名古屋)出展で新製品を紹介して、その需要を取り込んできました。

研究開発におきましては、当社グループにとって初の本格的な複合加工機となる「XB-1000」、従来機のモデルチェンジとして更に生産性を向上させた「XY-120 PLUS」を開発しました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における工作機械受注高は、87億57百万円(前年同期比23.7%増)と堅調に推移し、工作機械受注残高は51億41百万円(同34.8%増)となりました。

売上高におきましては、89億89百万円(同36.4%増)となり、内需は52億64百万円(同19.4%増)、外需は欧米市場の売上回復や堅調なアジア市場での需要を取り込んだことで、37億25百万円(同70.9%増)、外需比率は41.4%(前年同期は33.1%)に増加しております。また、営業利益は4億18百万円(前年同期は2億15百万円の営業損失)となりました。

IT関連製造装置事業

IT関連製造装置事業におきましては、液晶関係が低調な中で半導体やハードディスク及びLED向け製造装置の需要が堅調に推移し、売上高が計画を上回って推移してきました。また、新たな受注確保に向けた営業活動を推進してきました。

この結果、売上高は6億83百万円(前年同期比50.6%増)となり、営業利益は52百万円(同244.3%増)となりました。

自動車部品加工事業

自動車部品加工事業におきましては、東日本大震災の発生による影響で自動車メーカーが工場の稼働を停止したために生産量は減少しましたが、平成23年8月以降には震災前の水準まで回復しました。また、今後の売上高拡大に向けて営業活動を推進し、新たな受注の獲得をはかってきました。

この結果、売上高は3億99百万円(前年同期比3.4%増)となり、営業利益は6百万円(前年同期は1百万円の営業損失)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、12.0%増加し、97億72百万円となりました。これは主として、受取手形及び売掛金やたな卸資産の増加等によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて、7.8%減少し、51億85百万円となりました。これは主として、有形固定資産の減価償却等によるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて、4.3%増加し、149億57百万円となりました。

負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、9.8%増加し、50億42百万円となりました。これは主として、支払手形及び買掛金の増加、短期借入金の減少等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて、4.2%減少し、15億54百万円となりました。これは主として、長期借入金の減少等によるものであります。

この結果、負債は、前連結会計年度末に比べて、6.2%増加し、65億96百万円となりました。

純資産

純資産は、前連結会計年度末に比べて、2.8%増加し、83億61百万円となりました。これは主として、利益剰余金の増加等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます)を決定しました。

・ 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

・ 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、昭和23年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、昭和36年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、『高松機械は「社会に貢献」する。お客様には、安全でメリットのある商品を従業員には、生活の安定と希望を 株主には、適切な配当を 提供すると共に、協力企業とも共存共栄の精神をもって、社会の発展に積極的に貢献する。』であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてきました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であると考えており、そのためのたゆまぬ努力を継続しています。

また、企業体質の強化をはかるため、これまで工作機械事業で培ってきたノウハウを活かした事業の多角化として、液晶や半導体関連の製造装置の一部を製造するIT関連製造装置事業、自社製品で構築された自動化ラインによって部品加工を行う自動車部品加工事業を展開しており、受注・生産・販売を積極的に行うことで、事業の安定と事業規模の拡大を推進し、企業価値の向上をはかっています。

・ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み

近年わが国においては、会社の経営陣との間で、十分な協議又は合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、大規模買付行為に応じて当社株式等を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様様に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者と取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案(経営方針、事業計画等)は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。

また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様にとっては重要な判断材料となります。

このようなことを踏まえ、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであるという結論に至りました。

当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する検討を速やかに開始し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者が行った提案内容の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否、あるいは当社取締役会から提示した代替案がある場合には、大規模買付者の提案と当該代替案との優劣を比較検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の確保と検討の機会が得られることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルールを設定するとともに、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます)の継続を第50回定時株主総会(平成23年6月27日開催)に議案として上程し、株主の皆様のご承認をいただきましたので発効しました。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成23年5月10日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご参照下さい(<http://www.takamaz.co.jp/5ir/gazou/110510-2.pdf>)。

・ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上、事前開示・株主意思、必要性・相当性)に沿うものであります。また、本プランは企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも適合するものであります。

2. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

3. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

4. 株主意思を尊重するものであること

本プランは、第50回定時株主総会における株主の皆様の承認をもって導入されました。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するにあたっては、取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

6. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会における普通決議で廃止することができるため、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、スローハンド型の買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、1億15百万円であります。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変動があったものは、次のとおりであります。

新設計画の中止

前連結会計年度末に計画中であった横型マシニングセンタ(設備投資予定額 210百万円)は、設備投資計画の見直しにより、中止いたしました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,020,000	11,020,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	11,020,000	11,020,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		11,020,000		1,835		1,776

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 273,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,744,500	107,445	
単元未満株式	普通株式 2,400		
発行済株式総数	11,020,000		
総株主の議決権		107,445	

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 割合(%)
(自己保有株式) 高松機械工業株式会社	石川県白山市旭丘1 - 8	273,100		273,100	2.48
計		273,100		273,100	2.48

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,418	2,548
受取手形及び売掛金	4,299	4,580
商品及び製品	244	523
仕掛品	670	995
原材料及び貯蔵品	700	738
その他	392	390
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	8,721	9,772
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,029	967
土地	2,332	2,326
その他(純額)	1,054	884
有形固定資産合計	4,415	4,178
無形固定資産	31	22
投資その他の資産		
その他	1,175	984
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	1,174	983
固定資産合計	5,621	5,185
資産合計	14,343	14,957

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,033	3,792
短期借入金	1,129	829
未払法人税等	33	25
賞与引当金	128	56
役員賞与引当金	20	17
製品保証引当金	23	29
その他	222	291
流動負債合計	4,591	5,042
固定負債		
長期借入金	867	792
退職給付引当金	482	493
役員退職慰労引当金	253	268
その他	18	0
固定負債合計	1,622	1,554
負債合計	6,214	6,596
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,835	1,835
資本剰余金	1,833	1,831
利益剰余金	4,518	4,756
自己株式	121	110
株主資本合計	8,065	8,313
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	37	41
繰延ヘッジ損益	-	0
為替換算調整勘定	37	59
その他の包括利益累計額合計	0	17
新株予約権	64	65
少数株主持分	0	0
純資産合計	8,129	8,361
負債純資産合計	14,343	14,957

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	7,428	10,072
売上原価	5,953	7,784
売上総利益	1,474	2,287
販売費及び一般管理費	1,676	1,810
営業利益又は営業損失()	201	477
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	3	4
助成金収入	7	-
再生物売却収入	7	9
持分法による投資利益	4	54
その他	20	19
営業外収益合計	45	88
営業外費用		
支払利息	5	12
為替差損	4	9
保険解約損	2	-
その他	0	0
営業外費用合計	12	21
経常利益又は経常損失()	168	544
特別利益		
固定資産売却益	-	3
特別利益合計	-	3
特別損失		
固定資産売却損	0	3
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	3
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	169	544
法人税、住民税及び事業税	16	38
法人税等調整額	201	203
法人税等合計	184	242
少数株主損益調整前四半期純利益	14	302
少数株主利益	0	0
四半期純利益	14	302

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	14	302
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	4
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	6	13
持分法適用会社に対する持分相当額	8	9
その他の包括利益合計	24	17
四半期包括利益	9	284
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9	284
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(連結の範囲の重要な変更) 第1四半期連結会計期間より、喜志高松貿易(杭州)有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めており ます。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法定実効税率の変更) 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。 平成24年3月31日まで 40.43% 平成24年4月1日から平成27年3月31日 37.75% 平成27年4月1日以降 35.37% この税率の変更により繰延税金資産の純額が23百万円減少し、当第3四半期連結累計期間に計上された法人税等調整額の金額が27百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形		55百万円
支払手形		8百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	315百万円	279百万円
のれんの償却額	8百万円	8百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	21	2	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月27日 定時株主総会	普通株式	32	3	平成23年3月31日	平成23年6月28日	利益剰余金
平成23年11月7日 取締役会	普通株式	32	3	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,588	453	386	7,428		7,428
セグメント間の内部売上高 又は振替高	17			17	17	
計	6,605	453	386	7,445	17	7,428
セグメント利益又は損失()	215	15	1	201		201

(注)1 売上高の調整額 17百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,989	683	399	10,072		10,072
セグメント間の内部売上高 又は振替高	27			27	27	
計	9,017	683	399	10,099	27	10,072
セグメント利益	418	52	6	477		477

(注)1 売上高の調整額 27百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1円35銭	28円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	14	302
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	14	302
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,717	10,732
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1円35銭	27円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	0	64
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に当たり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は1円35銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第51期(平成23年4月1日から平成24年3月31日)中間配当については、平成23年11月7日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	32百万円
1株当たり中間配当金	3円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 下 清 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 利 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高松機械工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。